毎月3回5日／15日／25日発行）　マンション管理新聞　2019.4.5　〔第三種郵便物認可〕　第1101号

資料4

170棟が「共用部」修理に利用

熊本市

応急修理制度

半壊以上は201管理組合

熊本市は3月14日、災害救助法に基づく熊本地震による住宅の応急修理制度が終了したと発表した。

震災住宅支援課によれば、各世帯から委任を受けた管理組合理事長が代表して申し込める共用部分の修理は計170棟が利用した。170棟の内訳は全壊5棟、大規模半壊17棟、半壊148棟と、全壊マンションも利用していた。戸建てを含む全住宅では2万2731件。

同制度の申請対象は「半壊」以上で、専有部分の修理にも利用できる。この場合は各自が個々に申し込むことになる。

利用者は3月13日までに工事を完了させ、修理箇所の写真を添付した完了報告書を市に提出することになっていた。同課によれば期限に間に合わない分譲棟、半壊1棟を1管理組合と仮定すると、同制度の利用対象は、「半壊」以上の201管理組合から公費解体を行ったマンションの11管理組合（全壊10、半壊1）を除いた計190管理組合になる。

190を母数にすると、9割程度が共用部分の修理で利用した計算になる。

同制度は半壊以上の世帯で仮設住宅を利用しないことなどを条件に、自治体が一定の被害に対して修理費用を施工業者に支払う。熊本市の場合は、上限額が57万6000円だった。

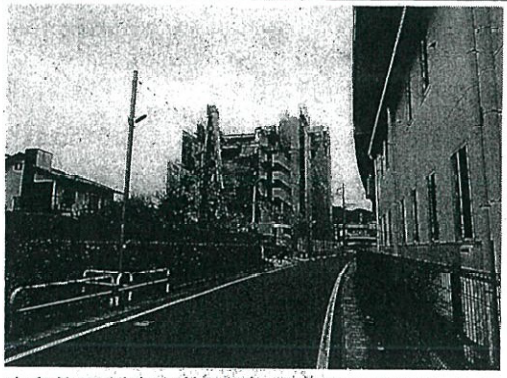

応急修理制度を共用部分の修理に利用したのは170棟。「半壊」以上の認定を受けたマンションの大半が「専有部」の修理ではなく、「共用部」を選んだ形だ

専有部利用ごくわずか

9割程度が選択？

マンションはなかった。

分譲マンションの修理箇所では「感覚的には外壁部分が多かった」（同課）としている。

健康福祉政策課によれば3月13日現在、管理組合名で発行した罹災証明は全壊19、大規模半壊24、半壊158、一部損壊435。同制度の対象になる「半壊」以上は201管理組合に及んだ。

応急修理制度は建物の棟単位で集計していたため、制度を利用した管理組合の正確な数は不明。

ただ1棟を1管理組合と仮定すると、同制度の利用対象は、「半壊」以上の201管理組合に及んだ。

利害関係排除徹底へ

MCA

コンプライアンス監視委員会を設置

除名処分も規定

一般社団法人マンション改修設計コンサルタント協会（MCA）は3月29日、利益相反監視委員会を設置したと発表した。委員長には、最高裁建築関係訴訟委員会委員などを務めた竹内順守・利害関係の排除等を徹底する目的で設置された。管理組合A倫理規定が定める法令順守・利害関係の排除等を徹底する目的で設置された。管理組合

調査対象は▽管理組合との間で利益相反が疑われる事案▽管理組合との契約で当事者どちらかが明らかに契約違反をしていると疑われる事案――。管理組合理事長以外のクレームや、管理組合以外の匿名による異議には対応しない。

委員会の運営細則によれば、委員は6人以内で、3月29日現在委員は6人。MCAは管理組合運営に知見がある人や施工業者団体から人選を行ったとしている。副委員長には関根修一弁護士が就任。MCAからは監事の尾見博武弁護士が委員に就いたほか3人は一般社団法人マンション計画修繕施工協会の中野谷昌司常務理事、NPOかわさきマンション管理組合ネットワークの相川洋明副会長、NPO都市企画代表、マンション管理士の[illegible]郎氏。

続発する積立金不足

4/13 東京・芝でセミナー

NPO法人リニューアル技術開発協会は4月13日、東京・芝公園の長谷工芝二ビルでセミナーを開く。同協会の田村晃清・マンション管理組合支援部会長が「続発する修繕積立金不足」のタイトルで講演する。セミナー終了後は公開相談会を行う。

午後2時から4時30分まで。無料。定員先着60人。

問い合わせは☎03（3297）0176へ。

5～7月 全7都

管理協

アドバンス

一般社団法人マンション管理業協会は5月から7月にかけ、全国7都市で「マンション管理アドバンス研修」を実施する。受講料は消費税込みで会員会社7560円、非会員会社8640円。カリキュラムは左表参照。今回は基本的にビデオ講義は行わない。

実施スケジュールなどは左記の通り。

日時　5月9日、28日、7月9日（東京）／5月14日（大阪）／22日（福岡）／6月3日（名古屋）／10日（札幌）／17日（広島）／28日（仙台）※いずれも時～4時45分

会場　東京…融支援機構本店・るホール／大業会館／福岡…ル／名古屋…明生命名古屋ビル…北海道建設会島…ホテル法華広島／仙台…ハ仙台

詳細は協会ホージで。

時間	内容
第1時限 午後1時～2時10分	マンション管理に係る最近の紛争事例について
第2時限 2時15分～2時45分	管理組合と正民法改正託契約について
第3時限 3時～4時30分	管理組合の会計・税務・財産保全について
4時30分～	マンションすま[illegible]